

ひと・産業・文化が輝く

北の創造都市

令和7年度

指定障害福祉サービス事業者等集団指導



福祉部 障がい福祉課



## 目次

## 1. 令和7年度運営指導における主な指摘事項・・・P2～7

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容・・・P8～35

## 3. 留意事項

P36～100

- (1) 変更届の提出について（共通）・・・・・・・・・・・・・・・・P36～37
- (2) 各種申請書・届出書の提出方法について（共通）・・・・・・P38
- (3) 事故等発生時の対応・報告について（共通）・・・・・・P39～43
- (4) 障害者虐待の防止等について（共通）・・・・・・P44～62
- (5) サービス管理責任者等の研修及び経過措置について（共通）・・・・・・P63～75
- (6) 障害福祉サービス等情報公表制度について（共通）・・・・・・P76～90
- (7) 災害時情報共有システムについて（共通）・・・・・・P91～93
- (8) 利用者負担額上限額管理について（共通）・・・・・・P94
- (9) 常勤換算方法の取扱いについて（共通）・・・・・・P94
- (10) 個別支援計画作成時における利用者等への説明及び同意について（共通）【調査中】・・・・P95
- (11) 利用定員を超えて受け入れる場合の取扱いについて（共通）【調査中】・・・・・・P96
- (12) 地域連携推進会議について（障害者支援施設、共同生活援助）・・・・・・P97
- (13) 地域移行等意向確認担当者の選任等について（障害者支援施設）・・・・・・P98
- (14) 障害者支援施設における生活介護の報酬区分について（障害者支援施設）・・・・・・P98
- (15) 世話人の配置について（共同生活援助）・・・・・・P99
- (16) 人員に関する基準の取扱いについて（障害児通所支援）・・・・・・P99
- (17) 児童指導員任用資格者の要件について（障害児通所支援）・・・・・・P100

## 4. 周知事項

P101～109

- (1) 障がい福祉従事者処遇改善緊急支援事業について（県健康医療福祉部障がい福祉課）・P101～103
- (2) 女性活躍推進事業について（市総合政策部市民連携推進課）・・・・・・P104
- (3) 南郷歴史民俗資料館について（市南郷歴史民俗資料館）・・・・・・P105～108
- (4) 八戸市立図書館障がい者等配送貸出サービスについて（市立図書館）・・・・・・P109

## 1. 令和7年度運営指導における主な指摘事項

No.	区分	項目	サービス種類	不適切事例	要改善・是正事項
1	人員に関する基準	医師	生活介護	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師が配置されていない。	早急に医師を配置すること。 なお、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取り扱いとすることができる。
2	運営に関する基準	契約支給量の報告等	就労継続支援B型	利用に係る契約をしたときに、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に報告していない。	利用に係る契約を締結した利用者及び受給者証記載事項に変更があった利用者について、それぞれ支給決定した市町村に報告すること。
3	運営に関する基準	指定放課後等デイサービスの取扱方針	放課後等デイサービス	自己評価及び保護者評価並びに改善の内容について、公表はしているが、市に届出していない。 指定放課後等デイサービスプログラムについて、公表はしているが、市に届出していない。	自己評価及び保護者評価の公表方法及び公表内容について、市への届出を適正に行うこと。 指定放課後等デイサービスプログラムについて、市への届出を適正に行うこと。
4	運営に関する基準	勤務体制の確保等	放課後等デイサービス	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていない。	適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずること。

## 1. 令和7年度運営指導における主な指摘事項

No.	区分	項目	サービス種類	不適切事例	要改善・是正事項
5	運営に関する基準	非常災害対策	放課後等デイサービス	消防設備に関して必要な点検が行われていない。	消防設備の点検を適正に行うこと。
6	運営に関する基準	衛生管理等	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を開催していない。 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施していない。	感染対策委員会を定期的（おおむね3月に1回以上）に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。
7	運営に関する基準	衛生管理等	計画相談支援 障害児相談支援	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を開催していない。 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施していない。	感染対策委員会を定期的（おおむね6月に1回以上）に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。研修及び訓練について、定期的（それぞれ年1回以上）に実施すること。
8	運営に関する基準	訓練等給付費等の額に係る通知等	就労継続支援B型	訓練等給付費の支給を受けた際、支給決定障害者等に対する当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知していない。	訓練等給付費について、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知すること。



# 1. 令和7年度運営指導における主な指摘事項

No.	区分	項目	サービス種類	不適切事例	要改善・是正事項
9	運営に関する基準	工賃の支払等	就労継続支援B型	工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない。	年度ごとに工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに青森県及び八戸市に報告すること。 なお、利用者への通知は、利用者それぞれへの通知でなくとも、事業所内へ掲示することでもよい。
10	運営に関する基準	業務継続計画の策定等	生活介護 就労継続支援B型	業務継続計画に関する必要な研修及び訓練が定期的実施されていない。	業務継続計画に関する研修及び訓練について、定期的（年1回以上）に実施すること。
11	運営に関する基準	協力医療機関	生活介護 就労継続支援B型	利用者の病状の急変等に備えるための協力医療機関が定められていない。	早急に協力医療機関を定めること。
12	運営に関する基準	掲示	就労継続支援B型	運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所に掲示していない。	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 なお、当該掲示が必要な事項を重要事項説明書に記載してその重要事項説明書を掲示、又は、ファイリングし、利用者又はその家族が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることでもよい。



## 1. 令和7年度運営指導における主な指摘事項

No.	区分	項目	サービス種類	不適切事例	要改善・是正事項
13	運営に関する基準	身体拘束等の禁止	就労継続支援A型 就労継続支援B型	身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。	身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
14	運営に関する基準	変更の届出	生活介護 就労継続支援B型	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関の契約の内容について、変更の届出を行っていない。	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関の契約の内容について変更が生じた場合は、10日以内に変更の届出を行うこと。
15	運営に関する基準	通所利用者負担額の受領	放課後等デイサービス	延長支援加算において「延長支援時間2時間以上」の区分で算定しているにもかかわらず、利用者から延長料金を徴収していた。	報酬（障害児通所給付費等）と利用者からの延長料金を二重で受領することのないよう、必要な措置（利用者への返金又は報酬返還）を講ずること。
16	報酬	生活介護サービス費	生活介護 就労継続支援B型	指定生活介護及び指定就労支援B型の多機能型事業所であるにもかかわらず、指定生活介護サービスのみ利用定員に応じた単位数にて算定していた。 医師未配置、業務継続計画未策定であったにもかかわらず、減算しない単位数を算定していた。	指定生活介護及び指定就労支援B型の多機能型事業所は、各サービスの利用定員の合計数に応じた区分により算定すること。これにより算定される適正な報酬と受領済みの報酬との差額分を返還すること。 医師未配置減算及び業務継続計画未策定減算について市に届出するとともに、減算分の報酬を返還すること。

## 1. 令和7年度運営指導における主な指摘事項

No.	区分	項目	サービス種類	不適切事例	要改善・是正事項
17	報酬	就労継続支援A型 サービス費 就労継続支援B型 サービス費	就労継続支援A型 就労継続支援B型	施設外就労について、職員を適正に配置せず、報酬を算定していた。	施設外就労については、当該施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。 職員を適正に配置していない日に算定した報酬を返還すること。
18	報酬	福祉専門職員配置 等加算	生活介護 就労継続支援B型	加算対象職員が退職し加算要件を満たしていない状況であったにもかかわらず、加算を算定していた。	福祉専門職員配置等加算について、要件を満たさず算定した報酬を返還すること。
19	報酬	医療連携体制加算 (Ⅶ)	共同生活援助	医療連携体制加算(Ⅶ)の算定要件とされている「重度化した場合の対応に係る指針」の入居者又はその家族等からの同意が得られていなかった。	医療連携体制加算(Ⅶ)を算定する場合に、重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。同意を得ずに算定した報酬を返還すること。
20	報酬	児童指導員等加配 加算	児童発達支援	児童発達支援給付費の算定に必要とする員数に加えて児童指導員又はその他の従業者を1以上配置していない日に算定していた	児童指導員等加配加算の要件を満たしていない日に算定した報酬を返還すること。

# 1. 令和7年度運営指導における主な指摘事項

No.	区分	項目	サービス種類	不適切事例	要改善・是正事項
21	報酬	専門的支援体制加算	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置（常勤換算による配置）していない月に算定していた。	専門的支援体制加算の要件を満たしていない日に算定した報酬を返還すること。 なお、返還に係る常勤換算について、月単位（当該月の初日からの起算）での常勤換算において1以上の配置ができていない場合は、当該月に属する週（当該週の日曜日からの起算）において、常勤換算で理学療法士等を1以上配置できていない場合に、算定していた日について報酬を返還すること。
22	報酬	個別サポート加算（I）	放課後等デイサービス	強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了した者が対象児に指定放課後等デイサービスを行っていない日に「さらに1日につき30単位の加算」を算定していた。	個別サポート加算（I）の「さらに1日につき30単位の加算」は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置し、当該研修修了者が本加算の対象児に指定放課後等デイサービスを行った場合に算定できるものであることから、要件を満たさず算定した報酬を返還すること。
23	報酬	送迎加算	放課後等デイサービス	送迎車両の運行日誌において送迎を行った記録がない利用者に関して送迎加算を算定していた。	送迎を行った際は適切に記録すること。運行日誌と実績記録を確認し、運行日誌に送迎の記録がない者について算定した報酬を返還すること。
24	その他	業務管理体制	放課後等デイサービス	業務管理体制の整備に関する事項を市に届出していない。	業務管理体制の整備に関する事項について、市への届出を適正に行うこと。

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### ● 主な改定事項

#### ○ 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

- ・ 処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する加算率の上乗せ。
- ・ 計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に対する処遇改善加算の新設。
- ・ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするための必要な措置。

#### ○ 令和8年度における応急的な見直し

- ・ 就労移行支援体制加算の見直し
- ・ 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し
- ・ 応急的な報酬単価の特例【就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）

- 厚生労働省及びこども家庭庁の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの会議資料（令和8年2月18日）は、次ページ以降（P9～P35）のとおり。

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容



こどもまんなか  
こども家庭庁

### 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

令和8年2月18日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等
2. 令和8年度における臨時応急的な見直し

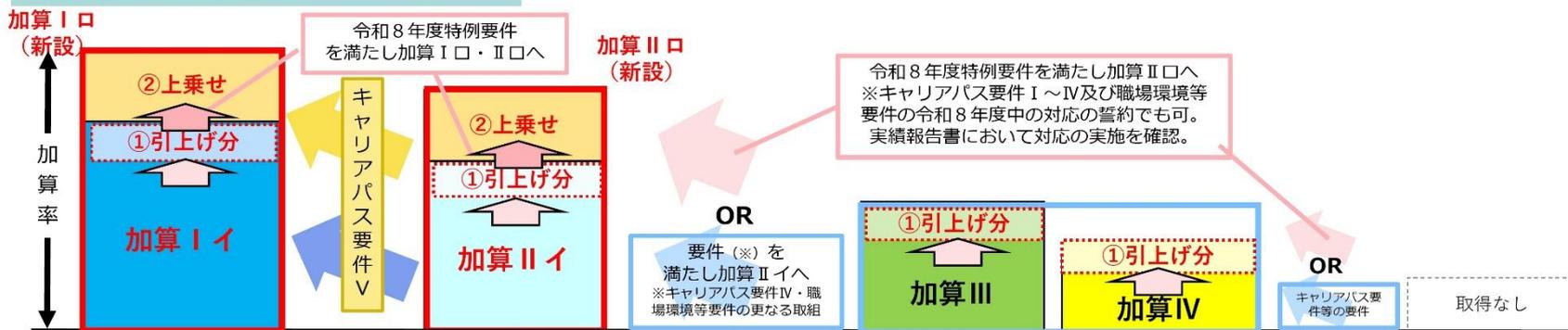
## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### 1(1) 処遇改善加算の拡充①

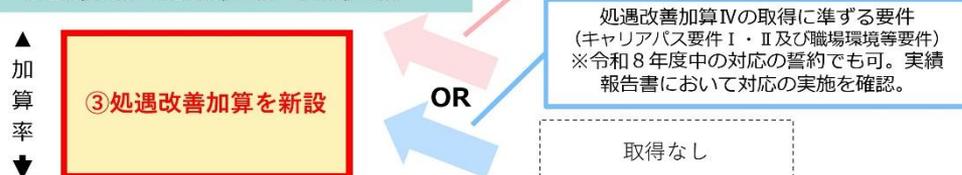
#### 概要

- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。  
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。【告示改正・令和8年6月施行】
  - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
  - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
  - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
  - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

#### 現行の処遇改善加算の対象サービス



#### 新たに処遇改善加算の対象となるサービス (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



注) 令和8年度特例要件  
: ア・イのいずれか及びウを満たすこと  
ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5以上(ⓐⓑ必須)  
イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること  
ウ) 加算Ⅱロ相当の加算額の1/2以上を月給賃金で配分  
(※) ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約でも可。  
実績報告書において対応の実施を確認。

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### 1(1) 処遇改善加算の拡充②

#### 単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練（機能訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練（生活訓練）	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援A型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援B型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	I		II		III	IV
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ		
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助（介護サービス包括型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算（新設）
計画相談支援	5.1%
地域相談支援（地域移行支援）	5.1%
地域相談支援（地域定着支援）	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。  
加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## 1(1) 処遇改善加算の拡充③

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
			・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分		
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○（※1）	○（※1）	◎（※2・3）	◎（※2・3）
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額460万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○（※3）	○（※3）
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○
<b>令和8年度特例要件</b>	生産性向上や協働化の取組（※4）				
	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は 令和8年度中の対応の誓約で可			加算Ⅰ・Ⅱを取得した 事業者の福祉・介護職員分の <b>加算率を上乗せ</b>	

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

（※1） a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（\*）

（※2） c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・⑩必須） + d.全体から14以上（\*）

（※3） d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（\*）のいずれかを満たしていれば可

（※4） 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと

ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（⑩⑪必須）（\*）

イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（\*）

（\*） b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## (参考) 職場環境等要件(令和8年度)

- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ : 以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上) + 全体から8
- ・ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ : 以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上うち⑧は必須) + 全体から14

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可) ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### 1(2) 国庫負担基準の見直し

#### 概要

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

- 障害者総合支援法では、障害福祉サービスに係る国の費用負担を義務化することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービス提供のばらつきをなくすため、訪問系サービスにおける市町村に対する国庫負担の上限を定めている。
- 今般、処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正を行う。【告示改正・令和8年6月施行】

#### 単位数

○令和6年4月～

##### 居宅介護利用者

区分1	3,100単位 ( 6,410単位)
区分2	4,010単位 ( 7,270単位)
区分3	5,890単位 ( 9,190単位)
区分4	11,070単位 (14,320単位)
区分5	17,730単位 (20,980単位)
区分6	25,500単位 (28,800単位)
障害児	9,950単位 (13,270単位)

※カッコ内は通院等(乗降)介助あり

(介護保険対象者)

区分5	1,100単位
区分6	1,810単位

##### 重度訪問介護利用者

区分4	28,940単位
区分5	36,270単位
区分6	62,050単位

(介護保険対象者)

区分4	14,620単位
区分5	15,290単位
区分6	22,910単位

##### 同行援護利用者

区分に関わらず	13,870単位
---------	----------

##### 行動援護利用者

区分3	15,680単位
区分4	21,130単位
区分5	28,100単位
区分6	36,520単位
障害児	19,950単位

##### 重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,480単位
介護保険対象者	67,680単位

重度障害者等包括支援対象者であつて重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者

区分6	74,310単位
介護保険対象者	45,510単位

○令和8年6月～

##### 居宅介護利用者

区分1	3,170単位 (6,550単位)
区分2	4,090単位 (7,420単位)
区分3	6,010単位 (9,380単位)
区分4	11,300単位 (14,620単位)
区分5	18,100単位 (21,420単位)
区分6	26,040単位 (29,410単位)
障害児	10,160単位 (13,550単位)

※カッコ内は通院等(乗降)介助あり

(介護保険対象者)

区分5	1,120単位
区分6	1,850単位

##### 重度訪問介護利用者

区分4	29,400単位
区分5	36,850単位
区分6	63,040単位

(介護保険対象者)

区分4	14,780単位
区分5	15,430単位
区分6	23,130単位

##### 同行援護利用者

区分に関わらず	14,670単位
---------	----------

##### 行動援護利用者

区分3	16,100単位
区分4	21,700単位
区分5	28,860単位
区分6	37,510単位
障害児	20,490単位

##### 重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,870単位
介護保険対象者	67,950単位

重度障害者等包括支援対象者であつて重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者

区分6	75,870単位
介護保険対象者	46,460単位

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### 2(1) 就労移行支援体制加算の見直し

#### 概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

#### 算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
  - また、同一事業所だけではなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。
- ※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

#### (参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

7

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### 2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

#### 概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

#### 算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
  - ※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
  - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
  - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
  - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の算定方法の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## 2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

## 単位数

【就労継続支援B型サービス費（I）】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

## &lt;現行&gt;

## &lt;改定後&gt;

## ○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	837単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	758単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	738単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	726単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	703単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	837単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	812単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	805単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	781単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	758単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	738単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	726単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	705単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	703単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	682単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	673単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	590単位

## ○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	746単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	676単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	660単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	624単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	746単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	724単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	717単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	696単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	676単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	660単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	641単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	637単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	624単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	606単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	600単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	526単位

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## 2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

## 単位数

【就労継続支援B型サービス費（I）】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

## &lt;現行&gt;

## ○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	700単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	674単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	636単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	620単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	600単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	586単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	494単位

## ○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	688単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	662単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	625単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	609単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	589単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	575単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	553単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	485単位

## &lt;改定後&gt;

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	700単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	679単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	674単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	654単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	636単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	620単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	602単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	600単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	586単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	569単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	563単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	494単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	688単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	668単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	662単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	643単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	625単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	609単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	591単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	589単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	575単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	558単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	553単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	485単位

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## 2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

## 単位数

【就労継続支援B型サービス費（I）】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

## &lt;現行&gt;

## ○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	666単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	640単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	605単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	590単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	570単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	557単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	535単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	468単位



## &lt;改定後&gt;

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	640単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	621単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	605単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	590単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	573単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	570単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	557単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	541単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	535単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	468単位

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## 2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

## 単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

## &lt;現行&gt;

## &lt;改定後&gt;

## ○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	748単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	716単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	669単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	649単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	637単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	614単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	584単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	537単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	748単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	726単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	716単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	695単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	669単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	649単位
(D・五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万8千円未満の場合	637単位
(E) 平均工賃月額が2万円以上2万3千円未満の場合	618単位
(六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万円未満の場合	614単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	596単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	584単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	537単位

## ○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	666単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	637単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	596単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	580単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	557単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	544単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	666単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	647単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	637単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	618単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	596単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	580単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	563単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	557単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	544単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	528単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	520単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	478単位

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## 2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

## 単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

## &lt;現行&gt;

○定員41人以上60人以下の場合	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	625単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	599単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	561単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	545単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	525単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	511単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	488単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	449単位

○定員61人以上80人以下の場合	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	614単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	588単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	551単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	535単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	515単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	501単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	479単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	440単位

## &lt;改定後&gt;

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	625単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	607単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	599単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	582単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	561単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	545単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	529単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	525単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	511単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	496単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	488単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	449単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	614単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	596単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	588単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	571単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	551単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	535単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	519単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	515単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	501単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	486単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	479単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	440単位

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## 2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

## 単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

## &lt;現行&gt;

## ○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	594単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	568単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	533単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	518単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	498単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	485単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位



## &lt;改定後&gt;

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	594単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	577単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	568単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	551単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	533単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	518単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	503単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	498単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	485単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	471単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	463単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	425単位

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## 2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

## 単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

## &lt;現行&gt;

## &lt;改定後&gt;

## ○定員20人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	682単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	653単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	611単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	594単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	572単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	557単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	532単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	490単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	682単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	662単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	653単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	634単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	611単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	594単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	577単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	572単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	557単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	541単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	532単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	490単位

## ○定員21人以上40人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	609単位
(二) 平均工賃月額が3万円5千円以上4万5千円未満の場合	584単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	547単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	532単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	511単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	497単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	475単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	438単位



(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	609単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	591単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	584単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	567単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	547単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	532単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	517単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	511単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	497単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	483単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	475単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	438単位

15

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## 2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

## 単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

## &lt;現行&gt;

## ○定員41人以上60人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	564単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	541単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	508単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	493単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	474単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	461単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	441単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	405単位

## ○定員61人以上80人以下の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	554単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	530単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	498単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	483単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	465単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	452単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位

## &lt;改定後&gt;

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	564単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	548単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	541単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	525単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	508単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	493単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	479単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	474単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	461単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	448単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	441単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	405単位

(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	554単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	538単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	530単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	515単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	498単位
(C) 平均工賃月額が3万円以上3万3千円未満の場合	484単位
(四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万円未満の場合	483単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	469単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	465単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	452単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	439単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	432単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	397単位

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## 2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

## 単位数

【就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)】 ※令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、従前の報酬区分を適用

## &lt;現行&gt;

## ○定員81人以上の場合

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	535単位
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	512単位
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	480単位
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	467単位
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	449単位
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	437単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位



## &lt;改定後&gt;

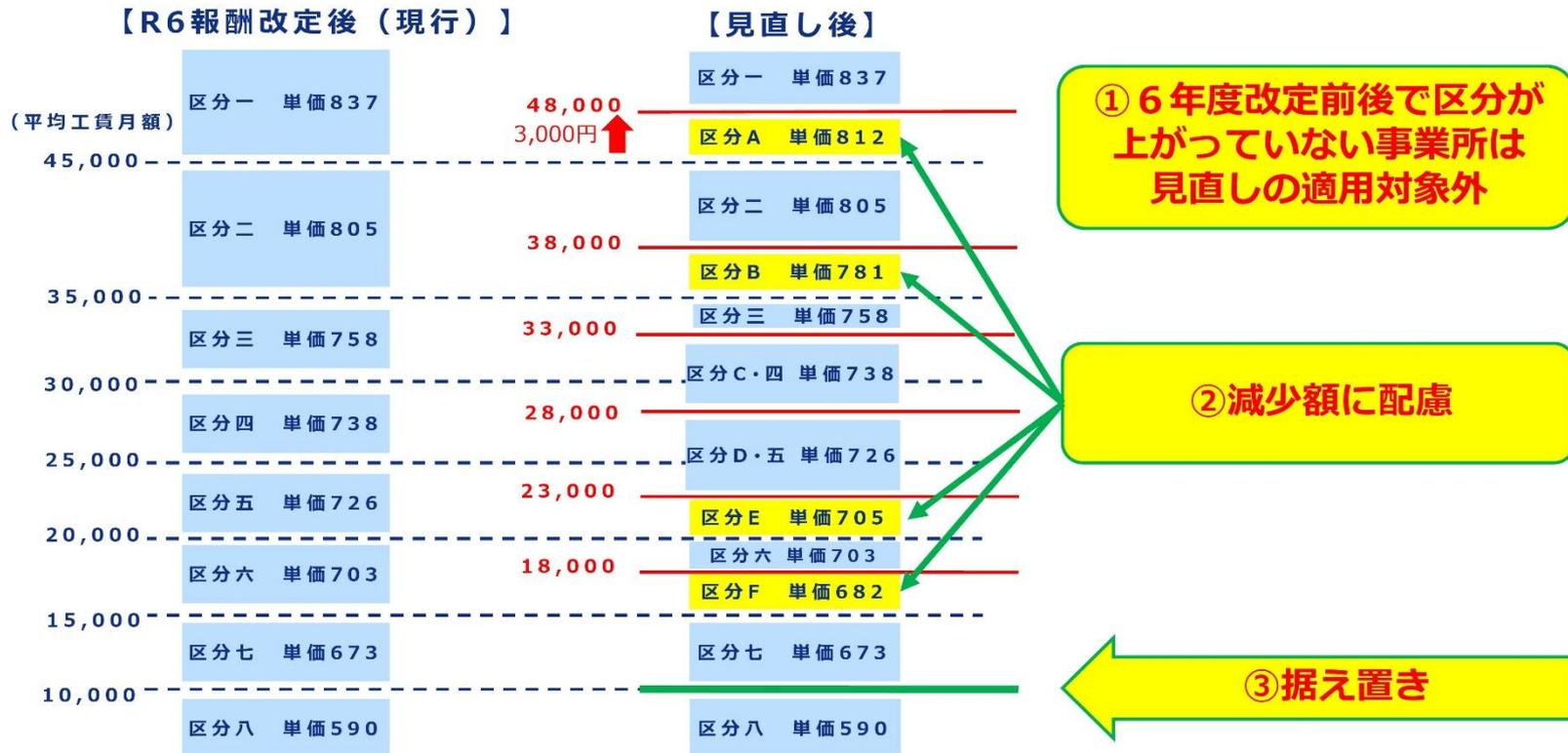
(一) 平均工賃月額が4万8千円以上の場合	535単位
(A) 平均工賃月額が4万5千円以上4万8千円未満の場合	519単位
(二) 平均工賃月額が3万8千円以上4万5千円未満の場合	512単位
(B) 平均工賃月額が3万5千円以上3万8千円未満の場合	497単位
(三) 平均工賃月額が3万3千円以上3万5千円未満の場合	480単位
(C・四) 平均工賃月額が2万8千円以上3万3千円未満の場合	467単位
(D) 平均工賃月額が2万5千円以上2万8千円未満の場合	453単位
(五) 平均工賃月額が2万3千円以上2万5千円未満の場合	449単位
(E・六) 平均工賃月額が1万8千円以上2万3千円未満の場合	437単位
(F) 平均工賃月額が1万5千円以上1万8千円未満の場合	424単位
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	417単位
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	384単位

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

## (参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて (イメージ)

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
- ① **令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外**
  - ② 見直しにより区分が下がる場合についても **基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設**
  - ③ **令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く**  
配慮措置を講ずる。

※人員配置基準6：1、定員20名以下の場合



18

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### 2(3) 応急的な報酬単価の特例

#### 概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

#### 算定要件等

- 対象サービス  
就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス  
※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所  
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)  
※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい  
※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価  
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

19

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### 2(3) 応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

#### 単位数

- 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

#### 算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。
  - <重度障害者への配慮>
    - ・ 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
    - ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬
  - <地域への配慮>
    - ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
    - ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
      - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
      - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### 2(3) 応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

#### 単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

#### 算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

##### <重度障害者への配慮>

- 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

##### <地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### 2(3) 応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

#### 単位数

- 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

#### 算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

##### <重度障害児等への配慮>

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(I)(II)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

##### <地域への配慮>

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### 2(3) 応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

#### 単位数

- 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

#### 算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

##### <重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算(I)(II)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

##### <地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
  - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
  - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### (参考①) 配慮措置の対象

#### ◎就労継続支援B型・共同生活援助（重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ）

##### 【重度障害者支援加算（Ⅰ）】（共同生活援助のみ）

- 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

##### 【重度障害者支援加算（Ⅱ）】（共同生活援助のみ）

- 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

##### 【医療的ケア対応支援加算】（共同生活援助のみ）

- 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

##### 【医療連携体制加算（Ⅳ）】

- 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

##### 【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）】

- 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

##### 【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）】

- 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

##### 【高次脳機能障害者支援体制加算】

- 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### (参考②) 配慮措置の対象

#### (基本報酬)

##### ◎児童発達支援・放課後等デイサービス

#### 【医療的ケア区分による基本報酬(医療的ケア区分1~3)】

- 医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合

#### 【主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬】

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を行う場合

#### (加算)

##### ◎児童発達支援

#### 【強度行動障害児支援加算】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

#### 【人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算

#### 【人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

#### 【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置し支援を行った場合に加算

##### ◎放課後等デイサービス

#### 【強度行動障害児支援加算(Ⅰ)】

- 児基準20点以上の児に対して、強度行動障害支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

#### 【強度行動障害児支援加算(Ⅱ)】

- 児基準30点以上の児に対して、中核的人材養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

#### 【人工内耳装用児支援加算】

- 難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

#### 【視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算】

- 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置している場合に加算

## 2. 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容

### (参考③) 配慮措置の対象

#### ○ 特別地域加算の対象地域

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

※ 「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」(平成21年厚労告第176号)、「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」(平24厚労告第233号)に該当する地域

### 3. 留意事項

#### (1) 変更届の提出について (共通)

- ① 変更届は、原則、変更が生じた日から10日以内に提出すること。
- ② 事業所の移転、従たる事業所の追加・移転及び共同生活援助の住居追加に関する変更等については、市へ事前相談のうえ、変更日の前月1日までに変更届を提出すること。
- ③ 新たに加算等を算定する場合など報酬の増加を伴う変更等については、原則、当月15日以前に届け出た場合は翌月分から、当月16日以降に届け出た場合は翌々月分からの適用となるため留意すること。
- ④ 加算等の算定の適用要件が前年度実績による場合は、**令和8年4月15日以前に届け出た場合は**当月分から、それ以降に届け出た場合は原則（上記③）どおりの取り扱いとなるため留意すること。
- ⑤ 加算等の算定の適用要件が前月実績による場合は、当月15日以前に届け出た場合は当月分から、それ以降に届け出た場合は原則（上記③）どおりの取り扱いとなるため留意すること。
- ⑥ 加算等の要件を満たさなくなる場合など報酬の減少を伴う変更等については、速やかに届け出ることとし、届け出る時期が遅くなった場合であっても、その事実が発生した時期に遡って適用されるため留意すること。



### 3. 留意事項

#### (1) 変更届の提出について (共通)

- ⑦ 次に掲げる事項（加算については加算を算定している場合のみ）については、報酬区分等の変更の有無に関わらず、**令和8年4月15日までに変更届を提出すること。**
- ・就労移行支援の基本報酬
  - ・就労継続支援A型の基本報酬
  - ・就労継続支援B型の基本報酬（平均工賃月額算定に当たっては、月の途中において、利用を開始（退院）又は終了（入院）した者に関しては、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月における当該利用者へ支払った工賃は、工賃総額から除外して、平均工賃月額を算出すること。）
  - ・就労定着支援の基本報酬
  - ・就労移行支援体制加算（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型）
  - ・就労支援関係研修修了加算（就労移行支援）
  - ・地域移行支援体制加算（施設入所支援）
  - ・就労定着実績体制加算（就労定着支援）
  - ・地域移行支援サービス費（Ⅰ）（地域移行支援）
  - ・地域移行支援サービス費（Ⅱ）（地域移行支援）
- ⑧ **令和8年度から変更届等の様式が変わるため、令和8年4月1日以降に市ホームページから様式をダウンロードすること。**



### 3. 留意事項

#### (2) 各種申請書・届出書の提出方法について（共通）

「新規指定申請」、「変更指定申請」、「指定更新申請」、「指定内容の変更に係る届出（変更届）」、「指定事業所の廃止・休止・再開に係る届出」、「指定障害者支援施設の辞退に係る届出」について、令和8年5月1日以降、電子メールでの提出を原則とします。（全サービス共通）

#### 1. 提出先

八戸市障がい福祉課代表メールアドレス「[shogaif@city.hachinohe.aomori.jp](mailto:shogaif@city.hachinohe.aomori.jp)」

#### 2. メール件名

例1) 「指定障害福祉サービス事業所の新規指定申請」

例2) 「指定特定相談支援事業所の指定更新申請」

例3) 「指定障害児通所支援事業所の廃止届」

#### 3. データ形式

PDF形式

（ワード・エクセル形式も可能ですが、可能な範囲でPDF形式での提出をお願いします。）

#### 4. 備考

- ・メール本文に担当者の氏名、連絡先（電話番号等）を記載してください。
- ・令和7年度まで原本（原本証明含む。）での提出を求めていた「登記事項証明書」及び「実務経験証明書」は、令和8年5月1日以降、写し（コピー）の提出とします。（原本証明も不要。）
- ・令和8年度から各種申請書・届出書の様式が変わるため、令和8年4月1日以降に市ホームページから様式をダウンロードすること。

### 3. 留意事項

#### (3) 事故等発生時の対応・報告について (共通)

##### ● 指定基準等

- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

##### 【根拠規定】

- ・八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成28年9月28日条例第65号)
- ・八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成28年9月28日条例第66号)
- ・八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(令和元年12月23日条例第45号)

### 3. 留意事項

#### (2) 事故等発生時の対応・報告について (共通)

##### ● 対象施設等 (障害)

- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- 障害福祉サービス事業所
- 障害児通所支援事業所
- 一般相談支援事業所
- 特定相談支援事業所
- 障害児相談支援事業所

##### 【根拠規定】

- ・八戸市社会福祉施設等における事故等発生時の報告取扱要綱
- ・社会福祉施設等における事故等発生時の報告取扱い

[https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shogaifukushika/fukushi\\_kaigo/1/2917.html](https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shogaifukushika/fukushi_kaigo/1/2917.html)

### 3. 留意事項

#### (3) 事故等発生時の対応・報告について (共通)

##### ● 報告対象の事故等

##### ○ サービスの提供時における利用者のけが又は死亡事故

- ・施設内における事故等のほか、送迎、通院等の間の事故等を含む。
- ・在宅福祉事業についても、同様の取扱い。
- ・「けが」とは、転倒若しくは転落に伴う骨折若しくは出血、火傷、誤嚥、誤薬等により医療機関において治療（当該施設内又は併設医療機関での医療処置を含む。）又は入院。
- ・施設等の責任及び過失の有無は問わず、利用者の自己責任及び第三者の過失によるもの、また、利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるときも報告対象。

##### ○ 感染症・食中毒の発生又はそれらの疑い

- ・一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症が報告対象。
- ・同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者（医療機関に入院した者をいう。）が1週間以内に2人以上発生した場合に報告。
- ・同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10人以上又は全利用者の半数以上発生した場合に報告。
- ・通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設の長が報告を必要と認めた場合に報告。

##### ○ 利用者の無断外出又は行方不明

- ・行方不明となったその当日中に発見できなかった場合に報告。
- ・警察に捜索願を届け出た場合に報告。

##### ○ 職員又は従業員の法令違反、不祥事等

##### ○ 火災、地震、風水害その他これらに類する災害による被害

##### ○ その他、サービスの提供において利用者の処遇に著しい影響を与える等の報告が必要と認められる事故等

### 3. 留意事項

#### (3) 事故等発生時の対応・報告について (共通)

##### ● 報告の方法

##### ○ サービスの提供時における利用者のけが又は死亡事故

##### ○ 利用者の無断外出又は行方不明

①利用者の家族に連絡。

②市（障がい福祉課：0178-43-9343（休庁・深夜：0178-43-2111））に電話にて第一報。

③事故報告書（第1号様式）を速やかに市に提出。

※サービス提供時における利用者の死亡事故、利用者の無断外出又は行方不明については、休庁日であっても上記②、③が必要。  
（深夜の場合は翌朝）

##### ○ 感染症・食中毒の発生又はそれらの疑い

①利用者の家族に連絡。

②市に電話にて第一報。

感染症：「障がい福祉課：0178-43-9343」と「保健予防課：0178-38-0716」（休庁・深夜：0178-43-2111）

食中毒：「障がい福祉課：0178-43-9343」と「衛生課：0178-38-0720」（休庁・深夜：0178-43-2111）

③事故報告書（第2号様式）を速やかに市に提出。

※休庁日であっても上記②、③が必要。（深夜の場合は翌朝）

##### ○ 職員又は従業員の法令違反、不祥事等

##### ○ 火災、地震、風水害その他これらに類する災害による被害

##### ○ その他、サービスの提供において利用者の処遇に著しい影響を与える等の報告が必要と認められる事故等

①利用者の家族に連絡。

②書面（任意様式）にて市に報告。

※火災において消防機関に出動要請した場合、報道の可能性のある事案、利用者に対する虐待、法令違反等については、休庁日であっても市（障がい福祉課：0178-43-2111）に電話にて第一報のうえ、上記③が必要。（深夜の場合は翌朝）

# 3. 留意事項

## (3) 事故等発生時の対応・報告について (共通)

### ● 事故報告書 (様式)

#### 第1号様式

- サービスの提供時における利用者のけが又は死亡事故
- 利用者の無断外出又は行方不明

#### 第2号様式

- 感染症・食中毒の発生又はそれらの疑い

別記  
第1号様式 (第4条関係)

事故報告書

年 月 日

法人名称及び代表者等氏名  
(氏名)

当施設(事業所)において、次のとおり事故が発生したので報告します。

施設(事業所)名及び所在地等	施設(事業所)名	
	所在地	
	電話番号	
	施設(事業所)種別	
施設(事業所)長名	氏名	
	担当署名	
事故対象者	氏名等	年 月 日 / 性別 男・大・昭・平・香 年 月 日生(歳)
	住所	
	電話番号	
事故の概要	発生年月日	年 月 日(曜日) 時 分頃
	発生場所	
	種別	死亡・けが(骨折・打撲・擦傷・その他)・窒息・溺水・誤嚥・誤食・誤薬・誤飲・行方不明・その他( )
	内容	経緯等、発生状況、事故対象者の状況、原因等
事故時の対応	発生時の対応	緊急連絡先、医療機関への搬送状況等
	家族への連絡等	連絡年月日 年 月 日(曜日) 時 分頃 氏名(続柄) ( )
	搬送後又は治療後の利用者の状況	容体状、入院の有無等
	家族への対応	損害賠償等の状況
再発防止策		

\* 記号欄が不足する場合は、適宜空白を確保するか、黒に記載してください。  
\* 必要に応じて参考となる資料を添付してください。

第2号様式 (第4条関係)

事故報告書 (感染症、食中毒)

年 月 日

法人名称及び代表者等氏名  
(氏名)

当施設(事業所)において、次のとおり事故が発生したので報告します。

施設(事業所)名及び所在地等	施設(事業所)名	
	所在地	
	電話番号	
	施設(事業所)種別	
施設(事業所)長名	氏名	
	担当署名	
感染者	感染者名	
	発生状況及び経緯	
	利用者	人 中 人 (うち死亡者 人、入院者 人)
	職員	人 中 人 (うち死亡者 人、入院者 人)
その他	人 中 人 (うち死亡者 人、入院者 人)	
主な症状		
医師同意機関		電話番号
保健所への報告	(報告済・未報告)	
損害賠償等の状況		
対応状況・再発防止策		

\* 記号欄が不足する場合は、適宜空白を確保するか、黒に記載してください。  
\* 必要に応じて参考となる資料を添付してください。

## 3. 留意事項

## (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

## 目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

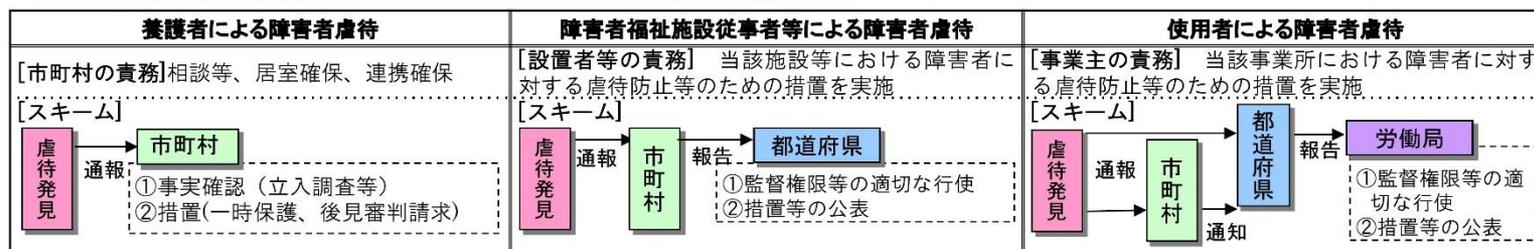
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

## 虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

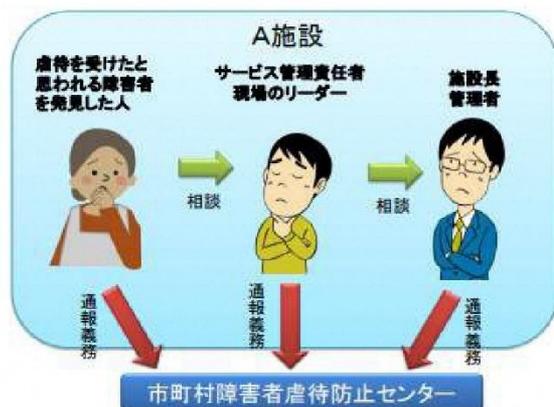
※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

## 3. 留意事項

## (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

## 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

- ▶ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務があります。(障害者虐待防止法第16条)
- ▶ 障害者福祉施設等の管理者やサービス管理責任者等が、施設等の内部で起きた障害者虐待の疑いについて職員から相談を受けた場合、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障がい者の様子等から、**虐待の疑いを感じた場合**は、相談を受けた管理者等も**市町村に通報する義務**が生じます。



出展：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月） 厚生労働省・子ども家庭庁

施設等で障害者虐待があったと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を有することになります。

障害者虐待の事案を施設等の中で抱え込んでしまうことなく、市町村、都道府県の事実確認調査を通じて障害者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

放置、隠蔽等の不適切で悪質な管理により、通報義務が適切に果たされない場合も・・・

(事例)

- 『介護福祉士が入所者を殴り骨折、施設は**事故として処理**』
- 『職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に**虚偽報告**』
- 『職員2人に罰金30万円の略式命令判決 **証拠隠滅**の罪で』



## 3. 留意事項

### (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

#### 虐待が疑われる事案が発生した場合の対応

##### 1 市町村に通報した上で行政と連携して対応

市町村に通報することなく施設の中だけで事実確認を進め、事態収束させてしまうことは、障害者虐待防止法第16条第1項の**通報義務違反**

##### 2 通報者の保護

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に**解雇その他不利益な取り扱いを受けない**（障害者虐待防止法第16条第4項）

##### 3 市町村・都道府県による事実確認への協力

##### 4 虐待を受けた障がい者や家族への対応

虐待を受けた**利用者の安全確保を最優先**に。また、事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた利用者やその家族に対し、施設内で起きた事態について謝罪も含めて誠意ある対応（事案内容によっては役職員同席の上家族会開催）を行い、信頼回復に努める

##### 5 原因の分析と再発の防止

##### 6 虐待した職員や役職者への処分等

## 3. 留意事項

### (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

#### 虐待を防止するための体制について

##### 1 運営責任者の責務

- ▶ 理念・使命・長期目標（計画）の策定、人材育成

##### 2 運営基準の遵守

##### 3 事業所の体制整備

- ▶ 虐待防止委員会の設置
- ▶ 虐待防止マネージャーの設置（サービス管理責任者等）
- ▶ 体制を整備するだけで終わらず、**形骸化しないよう実効的な組織形態にする必要**

##### 4 虐待防止委員会の役割

- ▶ 虐待防止のための計画づくり
- ▶ 虐待防止のチェックとモニタリング
- ▶ 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

##### 5 職員への周知徹底

- ▶ 倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止マニュアルの作成
- ▶ 権利侵害防止の掲示物等による周知

##### 6 通報の手順

- ▶ 組織として速やかな対応と未然防止に努めるため、事前に報告、通報の手順や報告様式等を定めておくことが望ましい。

注：職員による利用者への虐待事案が発生した場合は、県で定める「**社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時等の報告取扱要領**」に基づき速やかに報告すること。

#### 令和4年4月から義務化

##### 2 運営基準の遵守

##### ▶ 虐待防止委員会の定期開催及びその結果の従業員への周知徹底

- ・ 委員会の役割は左記のとおり
- ・ 構成員の責務と役割を明確化する
- ・ **施設長や虐待防止担当者が参画**
- ・ **年1回以上開催**（身体拘束等適正化検討委員会との一体的設置、運営可）
- ・ 虐待防止のための指針の作成が望ましい

##### ▶ 従業員に対する定期的な研修の実施

- ・ **年1回以上実施**
- ・ 新規採用時には必ず実施

##### ▶ 虐待の防止等のための責任者の設置

- ・ **サービス管理責任者等**を配置

### 3. 留意事項

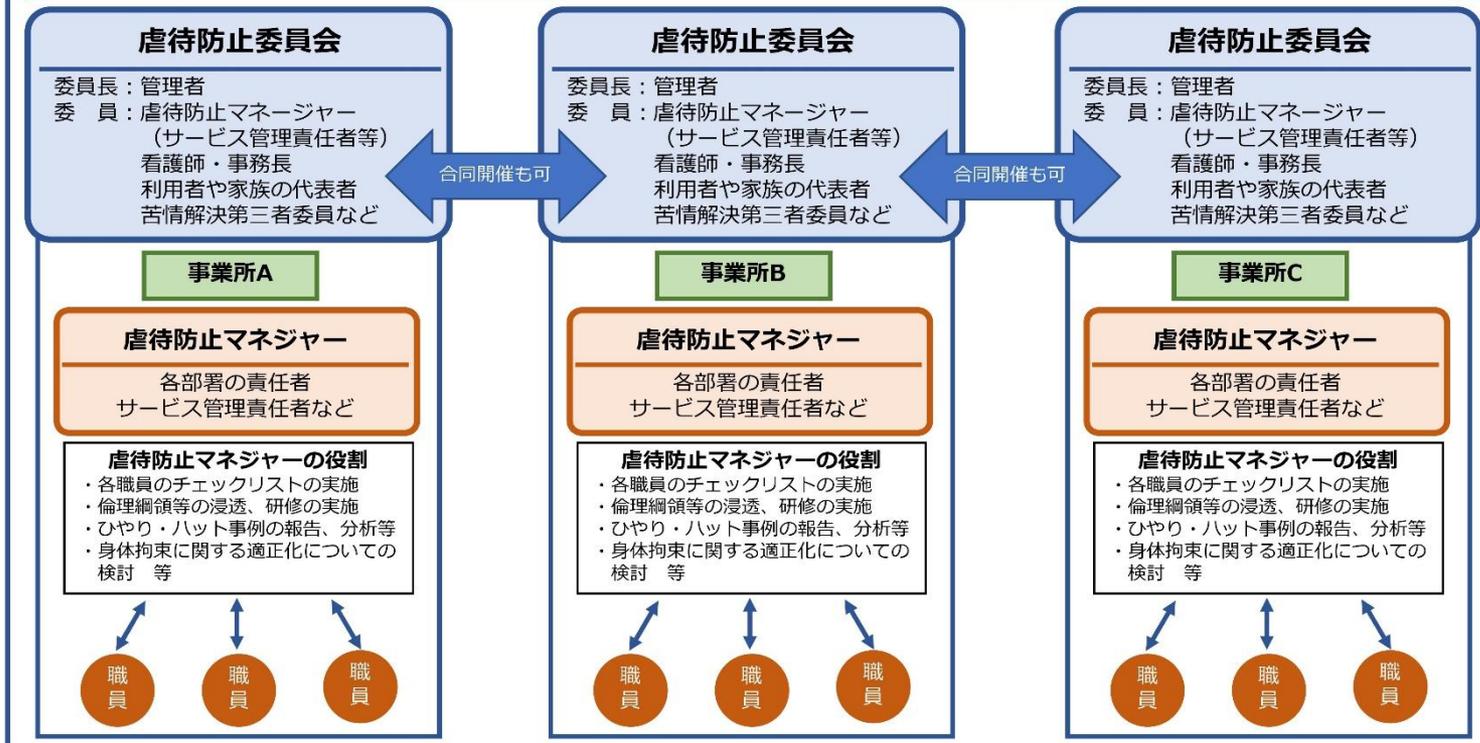
#### (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

#### 虐待を防止するための体制について

#### 障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

##### 虐待防止委員会の役割

研修計画の策定 / 職員のストレスマネジメント / 苦情解決 / チェックリストの集計、分析と防止の取組検討  
事故対応の総括 / 他の施設との連携 / 身体拘束に関する適正化についての検討 等



### 3. 留意事項

#### (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

#### 人権意識、知識や技術向上のための研修

##### 1 考えられる研修の種類

① 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修

施設の設置者、管理者等に対する研修は特に重要

② 職員のメンタルヘルスのための研修

風通しのよい職場づくり (職員の孤立防止) アンダーコントロールの習得 など

③ 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修

知識不足、技術不足が虐待の要因に

④ 事例検討

チームでの多角的な検討  
抱え込みの防止

⑤ 利用者や家族等を対象にした研修

利用者や家族に対する虐待防止法の理解や早期発見のための研修

##### 2 研修を実施する上での留意点

- ① 福祉職に限らず、広い意味での支援者として関係職員に対して研修を実施する。
- ② 職場内研修 (OJT) と職場外研修 (Off JT) の適切な組合せにより実施する。
- ③ 年間研修計画の作成と見直しを虐待防止委員会で定期的に行い、研修の実施内容を検証し、評価する。

### 3. 留意事項

#### (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

#### 虐待を防止するための取組について

##### 1 日常的な支援場面の把握

- ① 管理者による現場の把握
- ・ 管理者による支援場面の様子や業務実態の把握
  - ・ 職員との意思疎通が重要

幹部の責任は **重大!**

- ② 性的虐待防止の取組
- ・ 性的虐待は、被害者や家族が告発、通報等を控えることで**潜在化しやすい**
  - ・ スマートフォン等のカメラ機能を悪用して、撮影し、記録に残す悪質な犯行も

【対策の例】

可能な限り同性介助できる体制を整備  
勤務中はスマートフォン等の携行を禁止 など

- ③ 経済的虐待防止の取組
- ・ 利用者の現金や銀行口座からの横領、利用者名義での私的契約、事業資金への流用  
利用者の家族による使い込み など

【対策の例】

預金通帳と印鑑を別々に保管  
複数人で常に確認できる体制で出納事務を行う  
保管依頼書や個人別出納台帳等の書類を整備  
預かり財産の抜打ち検査 など

### 3. 留意事項

#### (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

#### 虐待を防止するための取組について

#### 2 風通しのよい職場づくり

##### 虐待が行われる背景

##### 組織の 要因

- 業務多忙、人員不足
- 研修や育成が不十分
- 虐待・権利擁護に係る意識の低さ (理念の欠如)
- 相談体制がない
- 職員間の関係不良

##### 組織の閉塞性・閉鎖性

- 専門性の欠如 (知識・経験・技術不足)
- 虐待・権利擁護に係る知識不足
- 適性の問題
- 業務負担等のストレス
- 相談できる相手がいない
- 倫理観の欠如

##### 職員の 要因

虐待が行われる背景として、密室的环境下で行われるほか、組織の閉塞性・閉鎖性が指摘されている。

##### 虐待発生リスク

相談  
体制が  
ない

相談し  
にくい  
雰囲気

相談  
しても  
無駄

コミュ  
ニケー  
ション  
不良

一人で  
抱え  
込む

スト  
レス

あき  
らめ

日頃から相談・協力しあえる環境  
会議で話し合い、取り組める体制  
不適切な対応、適切な対応を共有できる体制

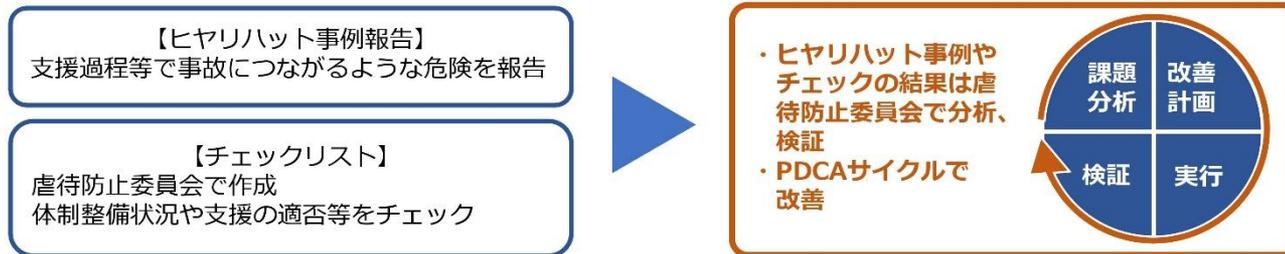
### 3. 留意事項

#### (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

#### 虐待を防止するための取組について

#### 3 虐待防止のための具体的な環境整備

##### ① 事故・ヒヤリハット事例報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用



##### ② 苦情解決制度の利用



##### ③ サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用



### 3. 留意事項

#### (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

#### 虐待を防止するための取組について

##### 3 虐待防止のための具体的な環境整備

##### ④ ボランティアや実習生の受入と地域との交流

第三者が出入りできる環境、多くの目で利用者を見守る環境  
第三者の感想や意見を聞く

虐待の予防機会の増加

##### ⑤ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

###### 成年後見制度

市町村が制度の周知、審判開始の請求、経済的負担の軽減  
措置を実施

自ら権利を擁護することが  
困難な障害者が不利益を  
被らないよう支援

###### 日常生活自立支援事業

社会福祉協議会が実施  
福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う

経済的虐待や財産上の  
不当取引による被害等  
を防止

## 3. 留意事項

## (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

虐待行為の類型			
種別	内容	具体例	該当する刑事罰の例《刑法》
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・やけど、打撲させる</li> <li>・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる</li> <li>・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・殺人罪【第199条】</li> <li>・傷害罪【第204条】</li> <li>・暴行罪【第208条】</li> <li>・逮捕監禁罪【第220条】</li> </ul>
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする</li> <li>・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる</li> <li>・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不同意わいせつ罪【第176条】</li> <li>・不同意性交等罪【第177条】</li> </ul>
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる</li> <li>・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする</li> <li>・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脅迫罪【第222条】</li> <li>・強要罪【第223条】</li> <li>・名誉毀損罪【第230条】</li> <li>・侮辱罪【第231条】</li> </ul>
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している</li> <li>・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない</li> <li>・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない</li> <li>・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない</li> <li>・必要な福祉サービスを受けさせない、制限する</li> <li>・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護責任者遺棄罪【第218条】</li> </ul>
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金や賃金を渡さない</li> <li>・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する</li> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない</li> <li>・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窃盗罪【第235条】</li> <li>・詐欺罪【第246条】</li> <li>・恐喝罪【第249条】</li> <li>・横領罪【第252条】</li> </ul>

※障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

### 3. 留意事項

#### (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

##### 虐待防止措置未実施減算

下記措置のいずれか一つでも講じていない場合には「虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)」が適用されます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の定期的な開催(年1回以上)及び従業者への周知徹底  
※事業所単位ではなく、法人単位での設置も可
- (2) 従業者に対する定期的な研修の実施(年1回以上)  
※事業所内で行う職員研修、協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も実施したものと見なす。
- (3) 上記(1)、(2)を適切に実施するための担当者の設置  
※担当者はサービス提供責任者等を設置

### 3. 留意事項

#### (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

##### ○ 八戸市障害者虐待防止センター

###### ・八戸市 障がい福祉課【市庁別館2階】

TEL : 0178-43-9343、FAX : 0178-22-4810

受付時間 : 月～金 (祝日、年末年始を除く) 8 : 15～17 : 00

###### ・障害者相談・活動支援センター ぴあみなと【八戸市大字廿三日町18】

TEL・FAX : 0178-44-4456

受付時間 : 月～土 (祝日、年末年始を除く) 9 : 00～16 : 00

※日曜・祝日・夜間の連絡先 : 090-7331-3885

###### ・地域生活支援センター 青明舎【八戸市大字田面木字赤坂16-8】

TEL : 0178-70-2088、FAX : 0178-32-0865

受付時間 : 月～土 (祝日、年末年始を除く) 9 : 00～16 : 00

※日曜・祝日・夜間の連絡先 : 080-1804-3500

###### ・地域活動支援センター ハートステーション【八戸市小中野三丁目12-2】

TEL・FAX : 0178-46-5431

受付時間 : 月～土 (祝日、年末年始を除く) 8 : 30～17 : 30

### 3. 留意事項

#### (4) 障害者虐待の防止等について（共通）

## 身体拘束等の廃止と支援の質の向上

### 1 身体拘束の廃止に向けて

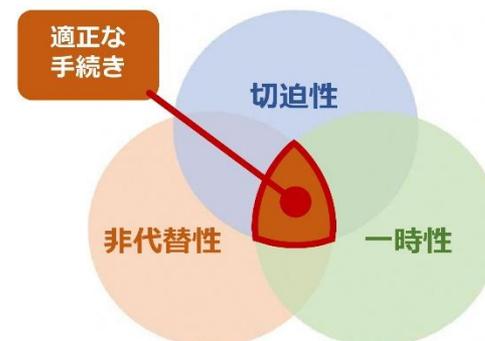
- ▶ 正当な理由なく障がい者の身体を拘束することは**身体的虐待に該当**
- ▶ 緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならない
- ▶ やむを得ず身体拘束等を行う場合は、「**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**」

### 2 やむを得ず身体拘束等を行うときの留意点

#### (1) やむを得ず身体拘束を行う場合の**3要件**

以下3要件を**すべて満たす必要**

- ① **切迫性**  
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② **非代替制**  
身体拘束等以外に代替する方法がない
- ③ **一時性**  
身体拘束等が一時的である



### 3. 留意事項

#### (4) 障害者虐待の防止等について（共通）

## 身体拘束等の廃止と支援の質の向上

### 2 やむを得ず身体拘束等を行うときの留意点

#### (2) 手続き

##### ① 組織による決定と個別支援計画への記載

個別支援会議等において組織としての慎重な判断

身体拘束の態様・時間、やむを得ない理由を個別支援計画に記載

##### ② 本人・家族への十分な説明、同意

##### ③ 行政への相談、報告

障害者虐待防止センター等への相談、報告

##### ④ 必要な事項の記録

身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等

記録がない場合は運営基準違反を問われる



## 3. 留意事項

### (4) 障害者虐待の防止等について（共通）

#### 身体拘束等の廃止と支援の質の向上

#### 3 身体拘束等の適正化の推進 【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定】

##### 運営基準

(訪問系サービス以外)

①は規定済み。②から④の規定を追加し、令和3年4月から努力義務化、**令和4年4月から義務化。**

(訪問系サービス)

①から④を追加し、①は**令和3年4月から義務化**、②から④については、令和3年4月から努力義務化、**令和4年4月から義務化。**

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由その他必要な事項を**記録**すること
- ② 身体拘束等の適性化のための対策を検討する**委員会を定期的**に開催するとともに、その**結果について、従業者に周知徹底**を図ること
- ③ 身体的拘束等の適正化のための**指針を整備**すること
- ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための**研修を定期的**に実施すること

## 3. 留意事項

## (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

## 身体拘束等の廃止と支援の質の向上

## 4 座位保持装置等に附属するベルトやテープの使用

本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる行為



身体拘束に該当する行為

体幹を安定させることで稼働性を高める目的で使用されるベルトやテーブル



一律に身体拘束と判断することは適当でない

- ・ 使用場面や目的・理由の明確化
- ・ 利用者等の意見・同意を個別支援計画に記載

※漫然と長時間放置するような行為は身体拘束に当たる場合あり。

## 5 身体拘束としての行動制限について

やむを得ず身体拘束等の行動制限を行わざるを得ない場面



- ・ 必要性を慎重に判断
- ・ 範囲は最小限に

行動障害に対する知識や支援技術が不十分



- ・ 行動制限が日常化
- ・ 3要件に該当しない可能性

- ・ 職員の行動障害に対する知識や支援技術の向上
- ・ 行動制限、身体拘束解消に向けた道筋明確化
- ・ 職員全体で支援の質の向上に取組み

## 6 行動障害のある利用者への適切な支援

【行動障害とは】

- ・ 本人の健康を損ねる行動、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が高い頻度（著しい場合は強度行動障害）で起こる状態
- ・ 知識と技術を有した適切な支援を行うことのできる職員の育成が必要

- ・ 強度行動障害支援者養成研修の活用



### 3. 留意事項

#### (4) 障害者虐待の防止等について（共通）

##### 身体拘束廃止未実施減算

令和5年4月から、下記措置のいずれか一つでも講じていない場合に「身体拘束廃止未実施減算（1日あたり5単位減算）」が適用されておりましたが、令和6年4月からは取扱いが変更になり、「施設・居住系サービスは所定単位数の10%減算、訪問・通所系は所定単位数の1%減算」に見直されました。

(1) やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録

※その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の開催

※定期的（年1回以上）に開催し、検討結果を従業者に対し、周知徹底を図る。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

※事業所における身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(4) 従業者への定期的な身体拘束等の適正化についての研修の実施

※従業者に対し、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的（年1回以上）に研修を実施する。

#### (4) 障害者虐待の防止等について (共通)

##### ○ 参考資料

##### ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

⇒『障害者虐待防止』【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/index.html)

##### ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き (施設・事業所従事者向けマニュアル) (令和6年7月)

⇒『通知・関連資料等』【厚生労働省ホームページ】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

##### ・八戸市障害者虐待防止センター

⇒『障害者虐待防止について』【八戸市ホームページ】

[https://www.city.hachinohe.aomori.jp/kenko\\_fukushi/fukushi\\_kaigo/shogaishafukushi/8298.html](https://www.city.hachinohe.aomori.jp/kenko_fukushi/fukushi_kaigo/shogaishafukushi/8298.html)